

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 川 田 達 司

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第90号 鳴門市農業委員会の委員及び鳴門市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」ほか議案2件であります。また、継続審査となっております請願1件についても議題といたしました。

当委員会は、去る12月13日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件については、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第90号 鳴門市農業委員会の委員及び鳴門市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」であります。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が変更となったため、農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止し、新たに農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数について定めるものであります。

まず理事者からは、趣旨として改正農業委員会等に関する法律の施行に伴い農業委員会業務に農地等の利用の最適化推進が義務化され、農業委員の選出方法が公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する制度への変更や耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を図るための農地利用最適化推進委員の新設が定められたとの説明がありました。

委員からは、この条例の制定が必要となった大きな目的は何かとの質疑があり、理事者からは、制度的には農業委員の選出方法が公選制であったものが市町村長が議会の同意を得て任命する制度へ変更されたことであり、また、今まで農業委員は農地転用等の必須業務に加えて、任意業務として農地の状況などの調査を行っていたが、今後は、農業委員は必須業務に専念し、現場の作業については、農地利用最適化推進委員が行うというように連携を取りながら農業委員会の役割を効率的に行うことになるとの説明がありました。

次に委員からは、農業委員の選出についての質疑があり、理事者からは、今後、農業委員については地区割りはなく、農地利用最適化推進委員に各地区から出ていただくとの説明がありました。委員からは、農業委員がいないという地区が出てくる可能性があるのではないかと質疑がありましたが、理事者からは、地区に農業委員がいないということがないよう調整していきたいとの説明がありました。

また委員からは、農業委員を推薦・公募とすることだが、スムーズに行えるのかとの質疑がありました。理事者からは、農業委員会委員候補者評価委員会を設置し、応募状況を見ながら審議をさせていただき予定となっているとの説明がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第91号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」ですが、農業委員会委員の候補者の選考について調査審議するため新たに附属機関を設置するものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第92号 鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ですが、鳴門市農業委員会の委員及び鳴門市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に伴い、新たに設置される農地利用最適化推進委員の報酬を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、農業委員会の開催回数についての確認があり、理事者からは月1回の開催であるとの説明がありました。次に、農地転用等の申請があった場合の業務内容についての質疑がありました。

理事者からは、今までは、地区割りの農業委員が現地の確認をしていたが、今後は、農業委員の数が20人と少なくなるので、現地の状況を熟知している農地利用最適化推進委員と農業委員が連携しながら進めていく形になるとの説明がありました。

また、報酬額について、農地利用最適化推進委員が現地の確認などで、業務日数が増えた場合など、別の報酬について考えているかとの質疑がありました。理事者からは、現時点では考えていないが、今後の活動内容において、報酬の再考が必要とされれば検討していきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。